

地域活動創出のための連続講座運営業務 仕様書

1 委託業務名

地域活動創出のための連続講座運営業務

2 委託目的

本市では自治会をはじめとする地縁型組織や市民活動団体の高齢化が進み、地域の課題解決に取り組む担い手の確保が喫緊の課題となっている。しかしながら、実際に地域で活動する一人ひとりの動機や目的は、地域課題の解決という公益性を一足飛びに目指すものではなく、個人的な関心や興味、参加者間の交流といった私益・共益の面から始まることも多い。

そこで、地域でつながりが欲しい人や地域でやってみたいことがある人を対象にした連続講座を実施し、地域活動のスキルやノウハウ、考え方を学ぶことで、公益性を意識した活動の創出を目指す。地域の新しい担い手づくりはもちろん、参加者同士また地域活動の実践者とのネットワークの構築により、講座後の暮らしをより豊かなものにすることも目的とする。また、講座終了生には令和8年度地域活動応援補助金も案内し、補助金の有効活用にもつなげる。

講座運営は、一人ひとりの自主性・自発性を活かした市民活動支援の経験が豊富にある事業者に委託することで、より実践的で効果の高いプログラムを提供するものとする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月25日(水)まで

4 業務概要

参加者が地域への興味や関心を高め、地域課題の解決や地域の魅力創造につながる活動を始めるきっかけになる連続講座の企画設計と運営

5 業務内容

(1)連続講座の企画設計

- ・目的に沿った連続講座を企画し、参加を促進する事業名を考案すること
- ・プログラムには、活動を始めるために必要なノウハウや考え方を学べる講座(インプット)の機会を最低1回もうけること
- ・既存の地域活動の見学や講座ゲストとしての招へいなど、すでに活動している人(生駒市内に限定しない)とつながる機会をプログラムや自主的な活動として組み込むこと。
- ・参加者への助言や指導を通して、できる限りイベントではなく、小さくても日常に根差した定期的な活動を創出する企画にすること

(2)講座の運営

- ①時期・回数 令和8年1月～3月中旬の土曜日に4回程度
※1回の講座は2～3時間、講座告知は11月20日頃～12月1日に開始するものとする
- ②場所 市が指定する生駒市内公共施設(施設使用料は市が負担)
- ③定員 10～15名
- ④実施内容
- ・プログラム(各回の進行表、ワーク内容等)の準備と事前打ち合わせ※1
 - ・当日の進行、運営※2
 - ・外部講師等の選定、調整、謝礼の支払い(外部講師が必要である場合のみ)
- ※1 全体の打合せのほか、各回のプログラム実施前に事前打合せを実施すること
- ※2 ワークショップなどを行う場合は、2名以上で対応すること

(3)広報媒体の作成

公共施設や自治会掲示板に貼るA3ポスター450枚のデザインと印刷※

※ポスター作成以外の事業広報にかかること、会場選定とそれにかかる申請、配布資料の印刷、参加者への事後アンケート作成と回収、講座に必要な消耗品の準備、スクリーン・プロジェクターの準備は発注者が行います。

6 完了・検査

受注者は、業務完了と同時に完了届と成果品を納品し、発注者の検査の合格により業務を完了したものとする。その後、受注者の請求により委託料を一括で支払うこととする。

7 成果品の提出

各講座内容の概要、委託事業全体を通した成果や課題とそれらを踏まえた次年度以降につながる提案をまとめた業務報告書(収支報告も含む)の電子データを成果品として発注者へ速やかに提出し、業務完了を報告する。なお、データはwordまたはexcel形式に限る。

なお、契約期間内に発注者が業務の進捗状況を把握するために資料等の要求や経過報告を求めた場合は速やかに応じること。

8 その他の留意事項

- (1)個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (2)業務の履行に当たっては生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進するものとする。
- (3)本業務の実施にあたり、発注者と十分な打ち合わせをすること。本業務に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、速やかに発注者と協議する。

- (4)本業務において作成した成果品等は生駒市に帰属するものとする。また、発注者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。なお、関係機関の提供など二次的な利用も可能とする。